

中野市認定長期優良住宅促進事業 補助金のご案内

長期にわたり安心して暮らせる住まいづくりを支援します

¥ 補助金額

基本額 **20万円** + 市内業者加算 **30万円**

市内業者で建築すると **最大 50万円**

※市内業者とは、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいいます。

✓ 対象となる方

自ら居住する認定長期優良住宅を新築する方で、以下の全てを満たす方

- 新築住宅の登記名義人であること
- 共有の場合、所有者全員が市内に住所を有すること
- 他に専用住宅等を所有していないこと
- 取得日から3ヶ月以内に申請すること
- 同住宅で市の他の補助を受けていない

🏠 対象となる住宅

市内の認定長期優良住宅（一戸建て）で以下を全て満たすもの

- 確認済証・認定通知書の日付が令和8年4月1日以後
- 不動産登記がされていること
- 入居前に居住の用に供されていないこと
- 土砂災害特別警戒区域等に該当しないこと
- 延床面積の1/2以上が居住用であること

📄 申請に必要な主な書類

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 案内図・配置図・平面図・立面図
- 登記事項証明書・建物図面・各階平面図
- 現況写真（敷地全景2面以上）
- 建築工事費用がわかる書類（契約書等の写し）
- 確認済証・検査済証の写し
- 認定申請書・認定通知書の写し
- 建築完了報告書の写し
- 誓約書（様式第2号）
- 市内業者加算の場合は履歴事項証明書等
- 共有者がいる場合、共有者の同意書（様式第3号）

⚠️ 交付条件・ご注意

補助金の交付を受けた住宅には10年以上居住する必要があります。10年以内の売却・貸与はできません。
制度期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日 | 同一住宅への補助は1回限り | 予算の範囲内での交付となります。

お問い合わせ先

中野市 建設水道部 都市建設課 建築住宅係

TEL: 0269-22-2111（内線358）

E-mail: kenchiku@city.nakano.nagano.jp

〒 383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

申請手続きの流れ

1



住宅の新築・認定長期優良住宅の認定取得

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、認定を取得してください。確認済証の確認年月日・認定通知書の認定年月日が令和8年4月1日以後であることが必要です。



2



建物の登記・入居

不動産登記法に基づく建物の登記を行い、新築住宅に入居してください。所有権保存登記の受付年月日が「取得日」となります。



3



申請書類の準備

交付申請書兼実績報告書（様式第1号）と必要書類を準備してください。市内業者加算を受ける場合は、施工業者の履歴事項証明書等も必要です。※市内業者とは、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいいます。



4



補助金の交付申請（取得日から3ヶ月以内）

中野市へ申請書類を提出してください。誓約書（様式第2号）、共有者がいる場合は同意書（様式第3号）も必要です。



5



市による審査・交付決定

提出された書類を市が審査し、要件を満たす場合は補助金の交付を決定します。交付決定通知書が届きます。



6



補助金の額の確定・交付請求・振込

交付決定後、補助金交付請求書（様式第4号）を提出してください。指定の口座に補助金（20万円、市内業者加算の場合は50万円）が振り込まれます。

認定長期優良住宅とは？

長年にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁の認定を受けたものです。耐震性、省エネルギー性、劣化対策、維持管理・更新の容易性など、複数の性能基準を満たす必要があります。

※このチラシは生成AIを使用して作成しました。

お問い合わせ先

中野市 建設水道部 都市建設課 建築住宅係

TEL: 0269-22-2111（内線358）

E-mail: kenchiku@city.nakano.nagano.jp

〒 383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号